

○国土交通省令第 号

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和三年法律第九号）の一部及び踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和三年政令第 号）の施行に伴い、並びに道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十三条第二項第五号及び第六号、第四十四条の二第二項、第三項、第四項第一号及び第五項、第四十八条の十五第一項、第四十八条の二十九の二第一項並びに第四十八条の二十九の六第一項及び第三項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）並びに第四十八条の三十二第一項及び第三項、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十五条の二並びに道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第十九条の六第二項及び第十九条の十（これらの規定を同令第十九条の十一において準用する場合を含む。）並びに第三十五条の十一第一号の規定に基づき、並びに道路法及び道路法施行令を実施するため、道路法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年 月 日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

道路法施行規則等の一部を改正する省令

（道路法施行規則の一部改正）

第一条 道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(営利を目的としない法人に準ずる者)</p> <p>第四条の四の九 法第三十三条第二項第五号の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保等を図る活動を行うことを目的とする法人に準ずる者)</p> <p>第四条の四の十 法第三十三条第二項第六号の国土交通省令で定める者は、自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保、自動車技術の発達その他安全かつ円滑な道路の交通の確保を図る観点から必要と認められる活動を実施する社団であつて、道路管理者が指定したものとす。</p> <p>(届出対象区域の指定の公示)</p> <p>第四条の五の八 法第四十四条の二第二項の規定による届出対象区域の指定の公示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一 届出対象区域及び沿道区域の存する土地の所在地</p> <p>二 届出対象区域に接続する道路の路線名</p> <p>三 工作物(法第四十四条第二項の規定により公示されたものに限る。第四条の五の十第二項及び第四条の五の十一において同じ。)</p> <p>四 届出対象区域、沿道区域及び道路の区域を表示した平面図を縦覧する場所及び期間</p> <p>2 道路管理者は、前項の公示をする場合においては縮尺千分の一以上の平面図に届出対象区域、沿道区域及び道路の区域を明示し、関係地方整備局又は北海道開発局の事務所において一般の縦覧に供しなればならない。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(営利を目的としない法人に準ずる者)</p> <p>第四条の四の九 法第三十三条第二項第四号の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保等を図る活動を行うことを目的とする法人に準ずる者)</p> <p>第四条の四の十 法第三十三条第二項第五号の国土交通省令で定める者は、自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保、自動車技術の発達その他安全かつ円滑な道路の交通の確保を図る観点から必要と認められる活動を実施する社団であつて、道路管理者が指定したものとす。</p> <p>(新設)</p>

(届出対象区域内における行為の届出)

第四条の五の九 法第四十四条の二第三項の国土交通省令で定める事項は、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日及び完了予定日とする。

(新設)

第四条の五の十 法第四十四条の二第三項又は同条第五項の規定による届出は、別記様式第五の三による届出書を提出して行うものとする。

(新設)

2 前項の届出書には、届出対象区域内における工作物の位置を表示する平面図(工作物から届出対象区域に接続する道路の路端までの最短距離を明記すること。)及び設計図を添付しなければならない。

(届出対象区域内における届出を要しない行為)

第四条の五の十一 法第四十四条の二第四項第一号の国土交通省令で定

(新設)

める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 工作物の撤去、点検、修繕又は改良のために必要な臨時の工作物を設置する行為
- 二 工作物の倒壊を防止するための行為

(変更の届出)

第四条の五の十二 法第四十四条の二第五項の国土交通省令で定める事

(新設)

項は、次に掲げるものとする。

- 一 場所
- 二 設計又は施行方法のうち、その変更により法第四十四条の二第三項の届出に係る行為が同条第四項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のもの

(保管違法放置等物件一覧簿の様式)

第四条の六 令第十九条の六第二項(令第十九条の十一において準用する場合を含む。)の規定による保管違法放置等物件一覧簿の様式は、別記様式第五の四とする。

(保管違法放置等物件一覧簿の様式)

第四条の六 令第十九条の六第二項(令第十九条の十一において準用する場合を含む。)の規定による保管違法放置等物件一覧簿の様式は、別記様式第五の三とする。

(違法放置等物件の返還に係る受領書の様式)

第四条の八 令第十九条の十(令第十九条の十一において準用する場合を含む。)の規定による受領書の様式は、別記様式第五の五とする。

(自転車専用道路等を通行することができる車両)

第四条の十五 法第四十八条の十五第一項の国土交通省令で定める車両は、自転車以外の軽車両(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第十一号に規定する軽車両をいう。)及び道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)第二条の小型特殊自動車である農耕作業用自動車とする。

(災害応急対策)

第四条の十六の二 法第四十八条の二十九の二第一項の国土交通省令で定める災害応急対策は、次に掲げるものとする。

- 一 緊急輸送の確保
- 二 消防、水防その他の応急措置
- 三 被災者の救難、救助その他保護
- 四 施設及び設備の応急の復旧
- 五 前各号に掲げるもののほか、災害の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策

(災害応急対策施設管理協定の公告等)

第四条の十六の三 法第四十八条の二十九の六第一項の公告及び同条第三項の公示(同条第四項において準用する場合を含む。)は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 災害応急対策施設管理協定の名称
- 二 協定災害応急対策施設の名称及びその所在地
- 三 災害応急対策施設管理協定の有効期間

(違法放置等物件の返還に係る受領書の様式)

第四条の八 令第十九条の十(令第十九条の十一において準用する場合を含む。)の規定による受領書の様式は、別記様式第五の四とする。

(自転車専用道路等を通行することができる車両)

第四条の十五 法第四十八条の十五第一項の国土交通省令で定める車両は、道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)第二条の小型特殊自動車である農耕作業用自動車及びこれに牽引される車両とする。

(新設)

(新設)

四 災害応急対策施設管理協定の縦覧又は災害応急対策施設管理協定の写しの閲覧の場所

(車両の停留の許可手続)

第四条の十九 法第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定による許可を受けようとする者は、別記様式第五の六による申請書を道路管理者に提出しなければならない。

2 (略)

(道路の通行者又は利用者の利便の確保に資する工作物又は施設)

第四条の二十一 令第三十五条の十一第一号の国土交通省令で定める工作物又は施設は、通路に設けられた雨よけとする。

様式第五の三

(車両の停留の許可手続)

第四条の十九 法第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定による許可を受けようとする者は、別記様式第五の五による申請書を道路管理者に提出しなければならない。

2 (略)

(道路の通行者又は利用者の利便の確保に資する工作物又は施設)

第四条の二十一 令第三十五条の七第一号の国土交通省令で定める工作物又は施設は、通路に設けられた雨よけとする。

(新設)

特式第五之三(第四条の五の十関係)

(附紙 A4)

工作物設置 届 出書
変更届出

業 規	変 更	年	月	日
--------	--------	---	---	---

(道 路 管 理 者) 殿

〒

年 月 日

住所

氏名

担当者

TEL

E-mail

道路法第44条の2 第3項 の規定により 工作物の設置 について届け出ます。
道路法第44条の2 第5項 の規定により 届出事項の変更 について届け出ます。

行先の種別	路線名	
	場 所	場所
設計又は 施工方法		
着手予定日	年 月 日から	完了予定日 年 月 日まで
添付書類		
備 考		

記載事項

- 1 「届 出」「第3項」及び「工作物の設置 変更届出」及び「届出事項の変更」については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 「届 出」については、該当するものを○で囲み、変更の場合には、従前の届出書の年月日を記載すること。
- 3 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 4 「場所」の欄には、届出対象区域に接続する道路の路線名を記載の上、地番まで記載すること。工作物の設置場所が2以上の地番には、起点と終点を記載すること。
- 5 変更の届出にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きすること。
- 6 「添付書類」の欄には、届出対象区域内における工作物の位置を表示する平面図（工作物から届出対象区域に接続する道路の路線までの方位距離を明示すること。）及び設計図の書類を記載すること。

様式第五の四
(略)

様式第五の五
(略)

様式第五の六
(略)

様式第五の三
(略)

様式第五の四
(略)

様式第五の五
(略)

（開発道路に関する占用料等徴収規則の一部改正）

第二条 開発道路に関する占用料等徴収規則（昭和四十二年建設省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

令第七号 第八号 第七号 第八号 地下のものが一階数の トンネルのものが一階数の 上空に設けるもの トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの			(略)		別表(第三条関係)		改正後	
令第七号 第八号 第七号 第八号 地下のものが一階数の トンネルのものが一階数の 上空に設けるもの トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの			(略)					占有物件 単位 第一級地 第二級地 第三級地 第四級地 第五級地 所在地 占有料
Aに〇・〇〇五を乗じて得た額			Aに〇・〇二三を乗じて得た額		Aに〇・〇一 Aに〇・〇一 Aに〇・〇一 Aに〇・〇一 Aに〇・〇二		一を乗じて得た額 四を乗じて得た額 六を乗じて得た額 九を乗じて得た額 三を乗じて得た額	

令第七号 第八号 第七号 第八号 地下のものが一階数の トンネルのものが一階数の 上空に設けるもの トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの			(略)		別表(第三条関係)		改正前	
令第七号 第八号 第七号 第八号 地下のものが一階数の トンネルのものが一階数の 上空に設けるもの トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの			(略)					占有物件 単位 第一級地 第二級地 第三級地 第四級地 第五級地 所在地 占有料
Aに〇・〇〇五を乗じて得た額			Aに〇・〇二三を乗じて得た額		Aに〇・〇一 Aに〇・〇一 Aに〇・〇一 Aに〇・〇一 Aに〇・〇二		一を乗じて得た額 四を乗じて得た額 六を乗じて得た額 九を乗じて得た額 三を乗じて得た額	

第十 七条 令第 七条 令第 七条	設 る 掲 げ 号 に 第九 七条 令第 七条		設 る 施 の 上 の 地 下 を 除 く に 設 け る も の		
	の そ の 他 の も	建 築 物	の そ の 他 の も	の の 以 上 が 三 階 数	の の が 二 階 数

A に ○ ・ ○ 二三 を 乗 じ て 得 た 額	た 額 じ て 得 る を 乗 じ て 得 た 額	・ ○ ○ A に ○	た 額 じ て 得 る を 乗 じ て 得 た 額	・ ○ 一 A に ○	A に ○ ・ ○ 二三 を 乗 じ て 得 た 額	A に ○ ・ ○ 一 を 乗 じ て 得 た 額	A に ○ ・ ○ ○ 八 を 乗 じ て 得 た 額
	額	・ ○ 一 A に ○	た 額	・ ○ 一 A に ○			
	た 額	・ ○ 一 A に ○	た 額	・ ○ 一 A に ○			
	た 額	・ ○ 一 A に ○	た 額	・ ○ 一 A に ○			
	た 額	・ ○ 一 A に ○	た 額	・ ○ 二 A に ○			

第十 七条 令第 七条 令第 七条	設 る 掲 げ 号 に 第九 七条 令第 七条		設 る 施 の 上 の 地 下 を 除 く に 設 け る も の		
	の そ の 他 の も	建 築 物	の そ の 他 の も	の の 以 上 が 三 階 数	の の が 二 階 数

A に ○ ・ ○ 二三 を 乗 じ て 得 た 額	た 額 じ て 得 る を 乗 じ て 得 た 額	・ ○ ○ A に ○	た 額 じ て 得 る を 乗 じ て 得 た 額	・ ○ 一 A に ○	A に ○ ・ ○ 二三 を 乗 じ て 得 た 額	A に ○ ・ ○ 一 を 乗 じ て 得 た 額	A に ○ ・ ○ ○ 八 を 乗 じ て 得 た 額
	額	・ ○ 一 A に ○	た 額	・ ○ 一 A に ○			
	た 額	・ ○ 一 A に ○	た 額	・ ○ 一 A に ○			
	た 額	・ ○ 一 A に ○	た 額	・ ○ 一 A に ○			
	た 額	・ ○ 一 A に ○	た 額	・ ○ 二 A に ○			

令第七条第十四号 に掲げる施設	第十号に掲げる施設			ものに限る 。の路面 下に設ける もの
	その他のもの	上空に設けるもの		
Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	た額	
			た額	
			た額	
			た額	
			た額	

令第七条第十四号 に掲げる施設	第十号に掲げる施設			ものに限る 。の路面 下に設ける もの
	その他のもの	上空に設けるもの		
Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	た額	
			た額	
			た額	
			た額	
			た額	

(高速自動車国道法施行規則の一部改正)

第三条 高速自動車国道法施行規則(昭和四十六年建設省令第十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>改正後</p>	<p>(権限の委任) 第十三条 法第二章及び第三章に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第十二条第一項本文及び第二項本文の規定による決定並びに法第二十四条第一項の規定による再審査請求又は同条第二項の規定による審査請求に対する裁決については、この限りでない。</p>
<p>改正前</p>	<p>(権限の委任) 第十三条 法第二章及び第三章に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第十二条第一項本文の規定による決定及び法第二十四条第一項の規定による再審査請求又は同条第二項の規定による審査請求に対する裁決については、この限りでない。</p>

附 則

この省令は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年九月二十五日）から施行する。